

ID: 59

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	聖籠町蓮のギャラリー等条例施行規則 第8条ただし書		
例規番号	平成11年 教育委員会規則第3号		
<p>【根拠条文】 (使用者の遵守事項)</p> <p>第八条 使用者又は入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会の許可を得たときはこの限りでない。</p> <p>一 施設、設備及び器具等を故意又は過失により破損、汚損又は滅失しないこと。</p> <p>二 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。</p> <p>三 設置目的を著しく損なうおそれのある物品の陳列又は広告類の掲示若しくは頒布をしないこと。</p> <p>四 募金行為及び販売行為をしないこと。</p> <p>五 立入り禁止場所に立ち入らないこと。</p> <p>六 入場者に危害又は迷惑を及ぼさないこと。</p> <p>七 その他、教育委員会若しくは管理受託者が定めること。</p> <p>【基準】</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日